

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域団体が当該地域の防犯活動の一環として行う防犯カメラの設置に係る費用の一部を補助し、もって安全・安心なまちづくりを推進することを目的とする姫路市防犯カメラ設置補助金の交付に関し、姫路市補助金等交付規則（昭和43年姫路市規則第60号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 防犯カメラ 専ら犯罪の予防を目的として公道等（不特定多数の人が通行する私道等を含む。）を撮影するために常設する映像撮影機器であって、映像の表示及び記録の機能を有するものをいう。
- (2) 地域団体 自治会、自主防犯組織など、一定の地域を基盤に活動を行う団体で、以下に掲げる全ての要件を満たすものをいう。
 - ア 一定の地域を基盤とし、地域に根ざした活動をしていること。
 - イ 活動を行う地域の過半数以上の世帯・住民で構成されていること。
 - ウ 活動を行う地域の世帯・住民が自由に加入できること。
 - エ 規約や代表者の定めがあること。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付を申請することができる団体は、防犯カメラを設置する地域団体であって、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 姫路市防犯カメラの設置及び運用に関するガイドラインに適合した防犯カメラ等運用基準又はこれに類するものとして市長が認めるものを制定していること。
- (2) 防犯カメラを設置する地域の合意が形成されていること。
- (3) 防犯カメラを設置する場所の所有者の同意又は許可を得ていること。
- (4) 防犯カメラを設置することについて、道路交通法（昭和35年法律第105号）その他の法令に基づく許可等が必要である場合は、当該許可等を得ていること。
- (5) 防犯カメラの設置に対し、他の法令等により、国、兵庫県又は姫路市から同種の補助金の交付を受けていないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、公道等に常設する防犯カメラの購入及び取付工事に要する経費とする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、予算の範囲内において、防犯カメラ設置1箇所につき6万円を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする地域団体の代表者は、姫路市防犯カメラ設置補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書
- (2) 防犯カメラの設置場所が分かる位置図
- (3) 防犯カメラ設置箇所の全景写真及び撮影箇所の写真
- (4) 防犯カメラの仕様書等
- (5) 防犯カメラの設置に係る見積書
- (6) 調査票
- (7) 収支予算書
- (8) 防犯カメラ等運用基準又はこれに類するもの
- (9) 防犯カメラの設置について地域の合意が形成されていることを示す書類
- (10) 防犯カメラ設置に必要な許可書等の写し
- (11) 防犯カメラの適正な設置・運用に係る誓約書
- (12) 当該地域団体の概要が分かる資料
- (13) その他市長が必要と認めた書類

2 前項の規定にかかわらず、同項の規定により補助金の交付を受けようとする地域団体のうち、姫路市連合自治会が発行する姫路市自治会名簿に掲載されている自治会にあっては、同項第12号に掲げる書類の提出を省くことができる。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その旨を姫路市防犯カメラ設置補助金交付可否決定書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金交付の目的を達成するため必要があるときは、条件を

付することができる。

(意見聴取)

第8条 市長は、前条の補助金交付可否決定に当たり、兵庫県警察その他関係機関に対し、補助対象の選定に関し意見を聴取することができる。

(事業内容の変更等)

第9条 補助金の交付を受けた団体（以下「補助対象団体」という。）の代表者は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、姫路市防犯カメラ設置補助事業変更届（様式第3号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。なお、軽微な変更の場合は、この限りでない。

(1) 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象団体の代表者は、補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするときは、姫路市防犯カメラ設置補助事業中止・廃止届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(事業の実績報告)

第10条 補助対象団体の代表者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに姫路市防犯カメラ設置補助事業完了報告書（様式第5号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 防犯カメラ設置補助事業（計画・変更・実績）報告書

(2) 防犯カメラの購入及び取付工事に要した費用に係る領収書の写し

(3) 防犯カメラ及び表示板の設置状況が確認できる現況写真

(4) 設置した防犯カメラで実際に撮影した映像の写真

(5) 収支決算書

(6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第11条 補助金は、当該補助事業が完了した後に交付する。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、交付決定した額の全部又は一部を当該補助事業が完了する前に交付することができる。

2 補助対象団体の代表者は、補助金の交付を受けようとするときは、姫路市防犯カメラ設置補助金交付請求書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 姫路市防犯カメラ設置補助金交付可否決定書の写し

(2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付決定の取消し等)

第12条 市長は、不正な手段により補助金の交付決定又は補助金の交付を受けたときは、交付決定を取り消し、又は変更するとともに、交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(財産の管理及び処分)

第13条 補助金交付団体は、当該補助事業により取得した財産（以下「取得財産」という。）について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って、その効果的な運用を図らなければならない。

2 補助金の対象となった防犯カメラ機器は、補助金の交付の日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数の期間内に撤去し、又は移設してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 補助金交付団体は、前項に定める期間を経過する前に、処分を制限された取得財産を補助金の目的に反して使用し、売却し、又は廃棄しようとするときは、市長に報告し、その承認を受けなければならない。

(調査等)

第14条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業の実施状況等について関係職員に調査を行わせることができる。

(補則)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長公室危機管理担当理事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年8月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月22日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年２月２日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の際現にあるこの要綱による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要綱による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和３年３月２２日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の様式第６号の規定は、令和３年度分以後の姫路市防犯カメラ設置補助金の交付請求について適用し、令和２年度分以前の姫路市防犯カメラ設置補助金の交付請求については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和４年４月１８日から施行する。